



## 吉田市長との車座意見交換会を開催

### 久里浜地域運営協議会から吉田市長へ6つの質問を行いました



平成28年3月22日(火)、久里浜地域運営協議会と市長との車座意見交換会を開催しました。久里浜地域運営協議会は、「**地域で暮らす人々が主体となって地域の課題を解決する**」ことを目指して、平成24年10月に設立しました。設立以来、各団体が抱える課題を出し合い、情報を共有してきました。今回は市長と意見交換をする場を設け、委員が日ごろ感じていることや久里浜の声を直接交換し合いました。

事前に、久里浜地域運営協議会から市長へ6つの質問を提出しました。当日は、市長の他質問内容を所管する部長が回答するという流れで進められました。

#### 質問1: 久里浜管内の土地の有効活用について

久里浜管内には、市や国の土地でも**軍転法**の活用により、土地の利用が優先されている土地が散在しています。JR久里浜駅裏に浦賀警察署が移転するそうですが、その他の未だ移転計画のない土地の活用法など**久里浜を発展させるための構想**をお聞かせ下さい。

**軍転法とは旧軍港市転換法のこと、戦争時に軍が使用していた土地を平和利用するために様々な便宜が図られています。**



#### 【回答】

久里浜港では客船の誘致や貨物船等の航路誘致を進めています。長瀬の海上自衛隊の潜水医学実験隊跡地については売却をすると言っています。また、神明町の南処理工場は、平成32年3月の新ごみ処理施設稼働開始後休業となりますが、その後の計画は未定です。浦賀警察の移転予定地と周辺の土地利用についても、**地元のみなさんのご意見を踏まえて**、平成28年度には方針案を策定する予定です。

#### 質問2: 町内会・自治会活動への自治体職員の参加について

市職員は**55歳以上**になったら、**自治会活動に協力**していただきたい。地域の実情を把握し、市役所からの書類の体裁が図れる人材は市職員を持ってほかにいないと考えます。協力に際しては、勤務を融通し合い、自治会活動を仕事の一環として評価すべきと考えます。



#### 【回答】

ご指摘の通りですが、現在**市外に住む職員が3割**いることなどが課題の一つです。職員に対しては、日頃から地域活動に積極的に参加するよう呼びかけをしているほか、**定年退職者説明会の際にも改めて参加の声掛け**をしています。職員の市内居住を含め、地域活動への貢献を奨励する方法をこれから検討していきます。

#### 質問3: 防災活動への取組について

津波警報が発令された場合、多くの人々が「くりはま花の国」などの高台に避難する事が想定されますが、**指定管理者と協定を結ぶ必要性**について、市長のご意見をお聞かせ下さい。また、帰宅困難者などが町内会・自治会に避難した際の非常食、保存水などを市が補助する事を考えて頂きたい。さらに、震災時避難所に指定されている体育館周辺に段差が多く、高齢者や幼児にとっては危険であると感じます。**全ての避難所(71校)を調査し、その対応をお考え**いただきたい。



### 【回答】

「横須賀花の国・西武パートナーズ」とは、「くりはま花の国」に関する指定管理業務基本協定書を締結しており、災害発生時の対応を規定したマニュアルの作成や、津波被害が想定される場合は公園利用者を高台へ誘致することが決められています。帰宅困難者の使用した物品の費用については、**全て精算させていただきます**。また、震災時避難所は、順次段差の解消を行っていますが、現在は学校教育に支障をきたさず段差やトイレの洋式化を優先的に修復している段階です。

## 質問4： 子どもの貧困対策の緊急性と「学習支援」について

久里浜地区社会福祉協議会は、平成28年度を目標に貧困の連鎖を断ち切るための「学習支援」事業の実施を検討しています。その事業に対して、**市からの補助金**を受けることはできないでしょうか。



### 【回答】

横須賀市では、平成23年度から生活保護受給世帯の中学3年生を対象に学習支援事業を実施しています。平成28年度からは、対象範囲を増やし支援を拡大する予定です。この事業は、いずれも**NPO法人に委託をして、国から補助金を受け**る仕組みです。委託をしない場合は、補助金の対象となりません。初年度のみは「社会福祉振興助成事業制度」の対象に成る可能性もありますが、恒久的に補助金を出すことは難しいと思われます。

## 質問5： 民生委員児童委員の途中委嘱について



民生委員児童委員が任期途中で辞めてしまった場合、**横須賀市は委嘱の時期が4、8、12月に限られている**ため、後任の方を5カ月間も待たせることになってしまいました。今後、速やかに委嘱を行い民生委員活動に支障のない仕組み作りをしていただきたい。

### 【回答】

委嘱については2つの会議を開催する必要があるため、交代の2カ月前までに書類の提出をお願いしていたところ、今回のように後任の方を5カ月間待たせることになってしまいました。申し訳ございませんでした。**平成25年民生委員法の改正により委嘱手続きの簡略化が可能**となりました。横須賀市でも、審査を簡略化することを検討していきます。

## 質問6： 祭礼などによる食品の提供・販売等届の扱いについて

観光協会主催の行事で食品を扱う際は、健康部生活衛生課へ届けを提出し食中毒等衛生上の注意、ご指導を頂いております。昨年、観光協会が主催する行事は年4回以内で、それ以降は届けも受理しないとの見解を示めされました。地域の活性化を目的とした事業であることを考慮し、この問題を再考していただきたいです。



### 【回答】

全国的にまちおこしのイベントが増加し、保健所では「**同一主催者からの度重なる届出は営業に当たるのではないか**」と議論をしていました。その結果、平成26年届け出制度の見直しを行い、観光協会が主催のイベントは年4回までは営業とはみなさず、それ以降は「営業」と判断することになりました。商店会の出店を営業活動とするかどうか判断が非常に難しいですが、**商店会には営業指導をしているので、地域活動であるとしても営業と判断せざるを得ない**と考えています。地域の皆様の活動に水を差すようなことになり、大変申し訳なく思っておりますが、解決策を検討して参りますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

**久里浜地域運営協議会のホームページを立上げました** <http://kurihama.kanagawa.jp/>

4つの専門部会「みんなの公園部会」、「防災・防犯部会」、「歴史と文化部会」、「駅周辺再整備部会」の活動内容を写真付きで紹介しています。是非ご覧ください。ご意見をお待ちしています。

久里浜行政センター内地域運営協議会事務局（担当：山口・塚田）：046-834-1111/Fax:046-833-6311